

○総務文教委員長報告

総務文教委員会委員長 山 根 巖

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第92号 鳴門市婦人会館に係る指定管理者の指定について」ほか議案4件であります。また、継続審査となっております請願1件も議題といたしました。

当委員会は、去る12月8日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案5件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第92号 鳴門市婦人会館に係る指定管理者の指定について」であります。鳴門市婦人会館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、鳴門市婦人会館の次期の指定管理候補者を選定する選定委員会での審査内容について質疑があり、選定委員会では「施設の老朽化等による使い便りはいかがか」、また「施設利用者へのアンケートでどんな意見があったのか」などの質問が出たとのことでした。また、婦人会館の備品や修繕等については婦人連合会と所管の市教育委員会が経費の負担も含めてその都度相談する。またアンケートの「襖や障子などの汚れが気になる」、「施設全体が暗い」などいただいたさまざまな意見について、可能な範囲で対応していきたいとの説明を受けました。

また、婦人会館の指定管理料を含む使途について質疑がありました。理事者からは、運営費として当番手当と交通費としての旅費支給があり、平成25年度実績で1人あたりの当番手当が年間1万円、旅費支給が年間4,500円とのことでした。

また、次期より指定期間を2年間延長する理由や、指定管理者制度導入に伴う影響や効果などについて質疑がありました。理事者からは、市が指定管理者制度を導入する際、不測の事態等の発生に備え指定期間を3年間としたが、さらなる経営の安定化や利用者サービスの向上、管理者独自の経営ビジョンをより生かすなどの目的により5年間に延長したとの説明を受けました。また、各種イベント

・事業のサポートや新たな市民の利用促進のための周知徹底など、婦人連合会の取り組み実績は十分であると認識しており、次期も引き続きお願いしたいと考えているとのことでした。

また委員からは、連合会の活動に対して温度差があり、連合会に不加入というのも増えているが、経費の問題や各地域での事情もある。そういった相談に乗るなど市も関わりを持つことが必要ではないかとの意見がありました。

また、婦人会館については制度導入以来、3期とも応募団体が1つだけだったことなど、施設によっては委託の方がよいのではと思われるが、それに対する市の考えは、との質疑がありました。理事者からは、全国的な流れから制度を導入したこともあり、現行制度には問題や課題があると認識している。今後、他団体等の状況やそれぞれのメリット・デメリットなども考慮し、いい方向へ進めたいとのことでした。これに対し委員からは、専門的な分野には相応の知識や経験も必要であり、そうした部分を補いながら運営していくためにも、民間の専門的な団体等がそれぞれの特徴を生かした管理を行えばいいのではとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第93号 鳴門市体操場に係る指定管理者の指定について」であります。鳴門市体操場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、体操場で開かれている体操教室の受講生から2名のオリンピック選手をはじめ多数の優秀選手を輩出したこともあり、市の誇れる体操場にしてほしいとの要望がありました。

また、最近では、市内でも民間が運営している体操クラブがあり、その利用者も相当数見られるが、それらの利用料金等は把握していないとの説明に対し、委員からは、体操場でも市営と民営があれば利用者にいろいろと比較されるため、市も十分調査・比較する必要があるのではとの意見がありました。

また委員から、各種のスポーツ施設がある中で、市が体操場を運営する目的について質疑がありました。理事者からは、もともと体操場は工場跡を有効活用して体操協会が管理・運営していたが、鳴門競艇場の場内整備に伴い施設を移転する必要が生じた。これを契機に、体操場での実績や体操熱の高まりを受けて市が現施設を新築し運営することになった、との説明を受けました。委員からは、市が体操場の運営を行うとなれば、小中学生の体力低下が問題となる

中で、子どもたちに広く呼びかけ、より多くの利用を促し体力向上を図ることが市の役割ではないかとの意見もありました。これに対しては、業務の専門性から体操協会は管理者として適切であると認識している。新たな体操場においてメダリストの後継者育成に努めると同時に、各学校でもいろいろな取り組みを行っているとのことでした。

また、委員からは、体操場については利用者層をより幅広く設定し、子どもから高齢者まで年齢・性別を問わず利用できる施設となるよう考えてほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第98号 工事請負変更契約の締結について（鳴門市デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事）」であります。鳴門市デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事について変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

変更の内容は、瀬戸中継局の再送信子局への変更及び屋外拡声子局の追加等、並びに戸別受信機について、当初予定していた国の補助金より有利な徳島県の補助金の活用が可能となったことから本契約から除外することに伴い、契約金額を減額するものでした。

委員からは、今回の変更に伴う可聴、いわゆる聞こえる範囲への影響等並びに完成時のテストについての質疑がありました。理事者からは、可聴範囲については、今回の変更により子局数が4局増え、80局になり、現在の屋外スピーカー数49箇所より多くなるとともに、機器等の性能も大きく向上していることから、現在より広い範囲で聞こえるようになるものと考えている。テストについては、工事完了後に避難訓練等、何らかの機会を設けて、どこまで聞こえるか検証することを考えている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第99号 市長の給料の特例に関する条例の制定について」であります。平成26年11月21日付で懲戒処分を行ったことをふまえ、市長の給料について、平成27年1月から3月までの間、更なる減額を行う条例を制定するものでした。

懲戒処分の内容は、不祥事を起こした職員については同日付で懲戒

免職と、また管理監督責任としてその上司等4人に対しても、10分の1を1箇月から2箇月行う減給処分としているが、市政を預かる責任者として、市長自らも給料について平成27年1月から3月までの3箇月間、10分の1の減給を行うこととし、現在行っている10%の減額率をこの間について20%とするものでした。

委員からは、外部団体の事務等処理している事例の有無、今回の不祥事を教訓に、市としての取り組み等についての質疑がありました。理事者からは、外部団体の事務処理等については現在調査中であるが、協働で事業展開を図っていくような事業等もあり、相当数が見込まれること、今後は仕分けを行い、経理は当該外部団体で、ということの基本に、市が取扱う場合は準公金的な取扱いとしてチェック体制等の整備を検討している、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第100号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」であります。本年度の人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に伴い、国家公務員等の給与改定が行われることをふまえ、本市職員の給与についてもこれに準じて改定を行うものでした。

改定の主な内容は、国や徳島県に準じて、自動車等により通勤している職員の通勤手当や12月に支給される勤勉手当の支給率及び給料表の引上げを行うものでした。また、今回の給与改定に伴う予算の増額は2,900万円程度と見込んでいるが、育児休業等による余剰分に対応できることから、補正予算は計上していないとのことでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。